

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 環境省の設置並びに任務及び所掌事務等</p> <p>第一節 環境省の設置（第二条）</p> <p>第二節 環境省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）</p> <p>第三節 環境省の長（第五条）</p> <p>第三章 環境省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 特別な職（第六条）</p> <p>第二節 審議会等（第七条―第十条）</p> <p>第三節 特別の機関（第十一条）</p> <p>第四節 地方支分部局（第十二条）</p> <p>附則</p> <p>第三章 環境省に置かれる職及び機関</p> <p>第四節 地方支分部局</p> <p>（地方環境事務所）</p> <p>第十二条 環境省に、地方支分部局として、地方環境事務所を置</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 環境省の設置並びに任務及び所掌事務等</p> <p>第一節 環境省の設置（第二条）</p> <p>第二節 環境省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）</p> <p>第三節 環境省の長（第五条）</p> <p>第三章 環境省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 特別な職（第六条）</p> <p>第二節 審議会等（第七条―第十条）</p> <p>第三節 特別の機関（第十一条）</p> <p>第四章 雑則（第十二条）</p> <p>附則</p> <p>第三章 環境省に置かれる職及び機関</p>

2 | 地方環境事務所は、環境省の所掌事務のうち、第四条第四号から第六号まで、第八号から第十四号まで、第十六号から第二十一号まで及び第二十四号に掲げる事務を分掌する。

3 | 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 | 地方環境事務所の内部組織は、環境省令で定める。

(削除)

#### 第四章 雑則

第十二条 地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務を行わせるため、環境省にこれらの事務をつかさどる職員を置く。

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第十三条の四 第十条の四、第十三条第一項及び第三項並びに第十四条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令の定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。</p> <p>2   第十三条第一項及び第三項の規定による環境大臣の権限は、<u>環境省令の定めるところにより、その一部を地方環境事務所長に委任することができる。</u></p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第十三条の四 第十条の四、第十三条第一項及び第三項並びに第十四条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令の定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第五十六条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p>	

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第四十条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。</p> <p>2  この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所長に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第四十条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第三十条の三 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p>	

改 正 案	現 行
<p>（環境大臣の指示）</p> <p>第十九条の二 環境大臣は、自動車騒音により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事務に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>一 市町村長 第十七条第一項の規定による要請に関する事務及び同条第三項の規定による意見を述べることに関する事務</p> <p>二 （略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第二十四条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p>	<p>（環境大臣の指示）</p> <p>第十九条の二 環境大臣は、自動車騒音により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事務に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>一 市町村長 第十七条第一項の規定による要請に関する事務及び同条第二項の規定による意見を述べることに関する事務</p> <p>二 （略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次</p> <p>第一章～第三章の三（略）</p> <p>第四章 雑則（第十六条―第二十四条の六）</p> <p>第五章・附則（略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第二十四条の五 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p> <p>第二十四条の六（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章の三（略）</p> <p>第四章 雑則（第十六条―第二十四条の五）</p> <p>第五章・附則（略）</p> <p>第二十四条の五（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第二十七条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p>	

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第十六条の二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、地方農政局長に委任することができる。</p> <p>2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p> <p>第十六条の三 （略）</p>	<p>第十六条の二 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（削除）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第四十四条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p>	<p>第四十三条 削除</p> <p>第四十四条（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（環境大臣の指示）</p> <p>第二十一条の二 環境大臣は、瀬戸内海又は第五条第一項に規定する区域の公共用水域における水質の汚濁による人の健康に係る被害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、関係府県知事又は第二十三条第一項の政令で定める市の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第二十二条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p> <p>第二十三条 （略）</p> <p>（削除）</p>	<p>（環境大臣の指示）</p> <p>第二十一条の二 環境大臣は、瀬戸内海又は第五条第一項に規定する区域の公共用水域における水質の汚濁による人の健康に係る被害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、関係府県知事又は次条第一項の政令で定める市の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第二十二条 （略）</p> <p>第二十三条 削除</p>

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第三十九条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所に委任することができる。</p>	

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第五十五条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。</p> <p>2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所長に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第五十五条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。</p>

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）  
 （抄）  
 （傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（権限の委任）                  第二十三条 この法律に規定する環境大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所に委任することができる。</p> <p>2  この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。</p> <p>3  前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。</p>	<p>（国土交通大臣の権限の委任）                  第二十三条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。</p> <p>2  前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。</p>

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第五十五条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所に委任することができる。</p>	<p>第五十五条 削除</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第二十条 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。</p> <p>2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第二十条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、経済産業局長に行わせることができる。</p>

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第二十六条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p>	

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第四十条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p>	

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第二十二条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p>	

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第三十六条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p>	

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第八十条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p>	

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第三十六条の二 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。</p>	

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）（抄）  
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第二十九条の二 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。</p>	